

地方職員共済組合  
（地方共済事務局扱い）  
東京都職員共済組合  
地方公務員共済組合連合会  
全国市町村職員共済組合連合会

御中

総務省自治行政局公務員部福利課長  
（公印省略）

地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について（依頼）

本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、本年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めるため、地方公共団体及び地方公務員共済組合の取組について、「地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する」とこととされておりますのでお知らせします。

ついては、令和元年6月5日付け事務連絡「デジタル・ガバメント閣僚会議決定を踏まえた地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について」において、地方公務員共済組合に御対応いただきたい具体的な事項について通知を发出することとしていたところですが、下記により地方公務員共済組合の組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）のマイナンバーカード取得を計画的に推進することとしますので、御協力をお願いします。なお、地方公務員共済組合連合会におかれては、下記3・4について御協力をお願いします。

全国市町村職員共済組合連合会におかれては、構成組合へも周知方をお願いします。

なお、本通知に関連して、地方公共団体宛に別添写しのとおり通知しておりますので、御承知おきいただくとともに、本通知と併せて周知方をお願いします。

記

1 マイナンバーカードの取得勧奨

(1) 交付申請書への情報の印字及び組合員の所属部署への送付

既に地方公共団体情報システム機構との協議により指定されている様式及び規格に基づき、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）に各組合員等の氏名・住所・生年月日・性別を印字した上で、貴組合及び貴連合会宛に別途電子データにより提供する文書と併せて封入の上、組合員等の所属部署へ送付してください（注）。地方公共団体に対しては、当該書面を各組合員の所属部署を通じて、被扶養者分も併せて本年8月下旬から9月下旬を目途に各組合員に配付する予定である旨を別途案内しているので留意してください。

注. 交付申請書印刷に間に合う時点での最新の組合員等の情報を基に交付申請書を作成・配付するようお願いします。その後に新たに組合員等となった方に対しては、地

方公務員共済組合において交付申請書を作成・配付する必要はありませんので留意してください。

## (2) 地方公共団体との調整

送付先については、送付前に地方公共団体の担当課と協議を行い、所属部署から組合員へ配付しやすくなるよう配慮して決定するようお願いいたします。

## 2 マイナンバーカードの取得促進PRの実施

本年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議決定及び今回の閣議決定（以下「閣議決定等」という。）において、保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定することとされています。

このような閣議決定等の趣旨を受けて、本年度中のマイナンバーカードの一斉取得の推進について保険者として組合員等へ広く周知するため、次に示すような広報媒体等を通じてPRを積極的に実施するようお願いいたします。

- ・ 共済関連の広報誌・パンフレット等の書面媒体
- ・ 共済組合のホームページ
- ・ 地方公共団体のイントラネット
- ・ 「医療費のお知らせ」に併せたマイナンバーカード取得案内の封入

## 3 地方公務員共済組合及び連合会の事務局職員等への取得勧奨

閣議決定等において、地方公務員等（地方公務員共済組合）については、本年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進することとされています。

地方公務員共済組合及び連合会の事務局職員及びその被扶養者は、地方公務員共済組合の組合員及びその被扶養者であり、短期給付の適用対象（地方職員共済組合団体共済部の事務局職員及びその被扶養者を除く。）であることから一斉取得の対象となります。このため、速やかにマイナンバーカード取得の手続きを開始し、本年度中のマイナンバーカードの取得を勧奨するようお願いいたします。

## 4 マイナンバーカードの申請・取得状況の把握

### (1) 事務局職員及びその被扶養者への照会

今後、総務省において、各地方公務員共済組合及び連合会の事務局職員及びその被扶養者のマイナンバーカードの申請・取得状況を把握することを予定していますので申し添えます。

### (2) 地方公共団体に対する照会への情報提供

「マイナンバーカードの申請・取得状況の把握について（照会）」（令和元年6月28日付け総行福第24号）により、総務省において、各地方公共団体のマイナンバーカードの申請・取得状況を照会します。貴組合においては、組合員が所属する地方公共団体の人事担当課へ組合員等の所属及び氏名に係るデータ（6月末時点）並びに組合員等の人数（6月末、10月末時点）について提供するようお願いいたします。なお、今後も同様の照会を総務省において実施することが見込まれますので（現段階では、12月末時点及び3月末時点を予定）、当該情報提供について引き続き御協力をお願いいたします。

総務省自治行政局公務員部福利課  
担当：原・須賀  
TEL：03-5253-5557  
FAX：03-5253-5561